

平成27年度

第2回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成27年5月28日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成27年度第2回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	15件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	11件
議案第6号	農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定の変更について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	47件
報告第4号	地目変更について	24件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	3件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	8件

<出席委員> (17名)

1番	伊原茂久 (農地部会長)	2番	小川正義
3番	石井一也	4番	高澤義信
5番	西郡高夫	6番	長谷川政美
7番	小川友安	8番	小川政二
9番	田中和夫 (職務代理者)	10番	中島賢治
11番	野崎好知	12番	浅川政明
13番	安井誠一	14番	植草隆晴
15番	蛭田浩文	16番	花島豊勇
17番	市原孝		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	朝生智明	次長	楠原弘
次長補佐	御園えみ子	農業振興班長	小川剛
農地指導班長	角田一郎	農地審査班長	福島悟

開 会（午後 3 時 3 0 分）

議 長
(伊原茂久部会長)

本日の出席委員は、17名中、17名出席ですので、
会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、
議席番号順となっておりますので、私から指名させてい
ただきます。13番「安井 誠一」委員、14番「植草 隆
晴」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を上程いたします。

それでは、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

はじめに、第1項は第2項との関連案件ですので、一括
してご説明します。

資料の1-1・2をご参照願います。本案件は、中央区
赤井町在住の方と、緑区平川町在住の方が、農作業の効率
化を図るため交換により取得するものです。

次に、第3項は資料の1-3をご参照願います。

本案件は、中央区南生実町在住の方が、経営規模を拡大
するため、売買により取得するものです。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の
「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下
限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許
可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質
問、意見等ございますか。

議 場

———— 質問・意見等なし ————

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、「許可」することに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙手 ——

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。
はじめに第1項です。
お手元の資料の2-1をご参照願います。
本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。
申請地は、県立千葉特別支援学校から北東へ約900mに位置する農地です。
農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。
被害防除は、雨水は、自然浸透で処理します。

次に、第2項です。資料の2-2をご参照願います。
本案件は、貸駐車場用地として使用するものです。
申請地は、千葉県総合スポーツセンター陸上競技場の東約50mに位置する農地です。
農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。
本案件は、隣接する雑種地と一体で整備します。一体利用地は、資料の位置図上に斜線で明示しております。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理し、境界にブロックを施工します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項及び第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

お手元の資料の3-1をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図の3ページ構成になっております。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は千葉北警察署から北東へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕で、周辺は事業所と農地が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料の3-2をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図の3ページ構成になっております。

本案件は隣接する山林と合わせて、椎茸栽培のための農業用施設用地とするため、売買により取得するものです。

一体利用地は、資料の位置図上に斜線で明示しております。

申請地は県立泉高校の北に隣接する農地です。

農地区分は、集团的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

農地区分が第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、本件の転用目的が、「農業用施設」であり、例外的に許可できる場合に該当します。

現況は耕作中で、周辺も耕作地が広がっております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

お手元の資料の3-3をご参照願います。

本案件は、隣接する雑種地と合わせて、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

一体利用地は、資料の位置図上に斜線で明示しております。

申請地はモノレール千城台駅から、南西へ約750mに位置する農地です。

農地区分は小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に第4項です。

お手元の資料の3-4を併せてご覧ください。

本案件は、隣接する事業所の敷地拡張用地とするため、売買により取得するものです。

既存施設は、資料の位置図上に斜線で明示しております。

申請地は、市立畑小学校から北へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透により処理します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

議案第3号について、第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

御説明いたします。

第1項から第9項は、農地造成に係る一体の案件ですので、一括して御説明いたします。現地調査を実施しましたので、その結果もあわせて御報告いたします。

資料の4-1～9を御覧ください。資料は、位置図、公図、平面図、断面図となっております。

まず、位置図を御覧ください。本件申請地は、若葉区中野町で、国道126号鎌田バス停の北東約200メートルに位置する農地です。申請地には、埋立てを行う土地のほか、工事に際して使用する工事用地、ダンプの進入路として使用する通路用地が含まれます。また、現況非農地の土地も、一体で使用します。

次のページの公図を御覧ください。太枠で示した土地が、通路用地として使用する農地で、工事期間中、鉄板を敷きます。

次のページの公図が、造成地・工事用地部分の公図で、太枠で示した土地が、一時転用を行う農地です。

次のページの平面図を御覧ください。埋立てを行う区域を太線で、その外側の工事用地部分を細い線で囲んであります。斜線部分が非農地部分です。地形としては、南側から北側に向かって、緩やかに下っています。一方、東西方向については、造成地全体が両脇から落ち込む地形になっており、雨水が流入しやすい地形となっております。このため、土砂で埋立てを行い、耕作条件の改善を行いたい、というのが本申請の内容です。

資料の次のページが南北方向の断面図、その次のページが東西方向の断面図です。工事の手順ですが、まず、申請地の現在の表土を掘削し、工事用地部分に一時堆積します。その後、外部から搬入した建設発生土でかさ上げした後、元の表土で覆土し、仕上げを行います。

議案書6ページを御覧ください。権利者は、中野町内の法人で、本件造成工事を実施します。

工事用地、通路用地を含んだ総事業面積は21,717平方メートルで、うち、農地面積は13,989平方メートルです。1筆を除き農用地区域内の農地で、残り1筆は第1種農地と判断いたしました。

埋立て後は法面が数か所生じますが、法上に小堰堤を設けて雨水の流出を防止するほか、法面に芝を張り、土砂の流出を防止します。また、工事期間中は、雨水流出防止のため仮沈澱池を設けるほか、進入防止用の安全柵を一部に設ける予定です。一時転用期間は、本年7月1日から平成29年6月30日までの2年間となっております。

第1項から第9項の説明は以上です。

続いて、第10項から第15項も、農地造成に係る一体の案件ですので、一括して御説明いたします。現地調査を実施しましたので、その結果もあわせて御報告いたします。

資料の4-10～15を御覧ください。資料は、位置図、公図、平面図、断面図となっております。

まず、位置図を御覧ください。本件申請地は、緑区大木戸町の畑で、外房有料道路大木戸インターの南東約1キロメートルに位置する農用地区域内の農地です。申請地には、埋立てを行う土地のほか、ダンプの進入路として使用する通路用地が含まれます。また、現況非農地の筆が、埋立地に含まれます。近隣で農地法第5条の許可を得て工事を行っている畑の土を埋立てに使用しますが、この場所も位置図に示してあります。

資料の公図と平面図、断面図を御覧ください。

造成を行う土地は、高低差約15メートルの急な崖となっており、耕作が不可能な状態です。これを、周囲の畑と同一の高さとなるよう埋め立て、耕作面積を増やす計画です。造成地東側の山林に接する部分は法面処理を行い、芝を張って仕上げる予定です。また、工事期間中は防塵ネットを張り、土砂の飛散を防止します。通路用地部分については、工事期間中、鉄板を敷きます。

議案書10ページを御覧ください。権利者は、土砂の発生元で工事を行っている、東京都港区に本社を置く法人で、本件造成工事を実施します。通路用地を含んだ総事業面積は10,924平方メートルで、うち、農地面積は7,232平方メートルです。一時転用期間は、許可後から今年度末までとなっております。

第10項から第15項の説明は以上です。

第2分科会としましては、いずれも申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

長谷川政美委員

両案件の土の量はどれくらいでしょうか。

事務局

両案件とも、約32,000m³でございます。

長谷川政美委員

ダンプで搬入するということですが、周辺の農地への影響はないのでしょうか。

事務局

周辺の農地への影響はないものと考えております。

議長
(伊原茂久部会長)

ほかに質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、「許可」することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は「許可」と決定いたします。

次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第5号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第8項及び第9項の権利者が西郡 高夫 委員となっております。

議案に関係する委員については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事に参与することができないとされております。

したがいまして、西郡 高夫 委員には一旦退室をしていただき、関連します第8項及び第9項をはじめに審議、採決いたします。

その後、西郡 高夫 委員に入室していただき、第1項から第7項及び第10項並びに第11項を審議、採決いた

します。
それでは、西郡 高夫 委員、恐れ入りますが退室をお願いします。

議 場

――― 西郡 高夫 委員 退室 ―――

議 長
(伊原茂久部会長)

それでは、第8項及び第9項について、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

ご説明いたします。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第8項から第9項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。若葉区中野町在住の農家の方が、同区和泉町在住の方、他1名の方の所有する、同区和泉町及び野呂町の田3筆、面積9,104㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は、いずれも3年です。

議 長
(伊原茂久部会長)

ありがとうございました。
ただいまの第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議 場

――― 質問・意見等なし ―――

議 長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

――― 挙手 ―――

議 長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号第8項及び第9項は、原案どおり決定といたします。

それでは、事務局、西郡 高夫 委員の入室をお願いします。

議 場

——— 西郡 高夫 委員 入室 ———

議 長
(伊原茂久部会長)

それでは、引き続き、第1項から第7項及び第10項並びに第11項について、第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(市原孝委員長)

第1項から第6項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項から第4項は、千葉みらい農業協同組合が、若葉区野呂町在住の方、他1名の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積4,524㎡を、賃借にて借り上げ、東京都八王子市の農家方に賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

第5項及び第6項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、緑区越智町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積1,811㎡を賃借にて借り上げ、市原市瀬又の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第7項は、中央区南生実町の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田1筆、面積2,135㎡に使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第10項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区高田町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積3,000㎡に賃貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第11項は、若葉区中田町の農業生産法人が、同区千城台東在住の方の所有する、同区下泉町の畑1筆、面積1,137㎡に使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

第1項から第11項までの合計面積は21,711㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要

<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>小川正義委員</p>	<p>第1項から第4項の借り手の方は、八王子から通作するのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>八王子から通作するとのことです。</p>
<p>植草隆晴委員</p>	<p>私は申請地の担当農業委員ですが、この方はすでに千葉市内で耕作しており、その農地は全てきれいに耕作されております。</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議 場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議 長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について」を上程いたします 本議案は、部会委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、第2分科会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりま</p>

せんので、再度、事務局から説明願います。

事務局

本案件は、平成27年4月22日付で事業主体である千葉みらい農業協同組合より市に農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が為されたことから農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項の規定により、同事業規程の変更承認について、ご審議いただくものです。

それでは、議案書別冊3ページをご覧ください。

規程変更の主たる理由ですが、農業経営基盤強化促進法の改正及びそれに伴う同法基本要綱の改正により、農地中間管理事業の創設、また、同時に農地保有合理化事業が廃止されたことによるものです。

変更内容は、規程における字句の修正、削除及び付則の整理となっており、規程本体の変更はございません。

変更の詳細のつきましては、新旧対照表を議案書別冊4～5ページ、また、変更後の規程を6ページ～12ページに添付しておりますので、後程ご覧ください。

説明は、以上でございます。

議長
(伊原部会長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事務局の説明のとおり、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(伊原部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定といたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

ご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の20頁に4件ありました。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の21頁から22頁に14件ありました。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の23頁から30頁に47件ありました。

第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号「地目変更について」は、議案書の31頁及び32頁に24件ありました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みです。

報告第5号及び第6号「千葉県農業会議諮問に対する回答について（第4条及び第5条）」は、議案書の33頁及び34頁に、4条が3件、5条が8件 ございました。

いずれも、5月1日に諮問し、5月14日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

以上でございます。

議長
(伊原 部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(伊原 部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度第2回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後4時00分)